

**尊經閣文庫魅力発信業務
委託業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領**

1 目 的

加賀藩前田家伝来の古文書や美術工芸品を所蔵する尊經閣文庫誘致の機運醸成に向け、県民をはじめ多くの方に関心を高めていただけるよう、尊經閣文庫の魅力を発信する事業を実施する。

2 委託業務の概要

- (1) 業 務 名：尊經閣文庫魅力発信業務
- (2) 委託内容：尊經閣文庫魅力発信業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり
- (3) 委託期間：契約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- (4) 委託金額：6, 0 0 0 千円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）とし、委託業務実施に係る全ての費用を含む。

3 スケジュール

1 0 月	2 日（木）	公告
	8 日（水）午後 5 時	質問票の提出期限
	1 4 日（火）午後 5 時	参加申込書提出期限
	2 0 日（月）午後 5 時	企画提案書提出期限
	2 1 日（火）～2 4 日（金）	書面審査実施、委託業者の決定
	2 7 日（月）	選定結果通知・公表

4 参加資格

以下に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 石川県財務規則（昭和 38 年石川県規則第 67 号）第 111 条第 2 項の規定による資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者又は契約締結の日までに資格者名簿に登録される者であること。
- (3) 参加申込書及び企画提案書受付期間において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。（ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす。）
- (4) 石川県から競争入札の指名停止または見積合わせへの参加排除を受けて、参加申込書及び企画提案書受付期間において、指名停止または参加排除期間中にある者でないこと。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 石川県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税全般について、未納がない者であること。

(7) 共同企業体による応募も可能とする。その場合、構成員が上記（1）～（6）全ての条件を満たすこと。また、各構成員が本プロポーザルに関して他の共同企業体の構成員となっていないこと。

5 質問の受付および回答

(1) 提出期限

令和7年10月8日（水）午後5時まで

(2) 提出方法

- ・質問票【様式1】を電子メールにより提出し、送付後に必ず電話で受信確認を行うこと。
- ・件名は「尊経閣文庫魅力発信業務委託に関する質問」とすること。

(3) 提出先

下記「1.1 書類提出・問い合わせ先」

(4) 回答方法

- ・回答は、メールにより質問者に通知する。
- ・実施要領及び仕様書等の補足事項として、周知の必要があると認められる場合は、参加申込書提出者全員に周知する。

(5) 留意事項

企画提案書の審査に係る質問や、電話での質問は受け付けない。

6 参加申込書の提出

(1) 提出期限

令和7年10月14日（火）午後5時

(2) 提出書類及び部数

	書類名	部数
1	参加申込書【様式2】	1部
2	会社概要【様式3】 ※共同企業体の場合は、全ての構成員分を提出すること。	1部
3	定款 ※共同企業体の場合は、全ての構成員分を提出すること。	1部
4	直近3年間の決算報告書（事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、その他財務状況を明らかにする書類） ※共同企業体の場合は、全ての構成員分を提出すること。	1部
5	石川県が発行する納税証明書（原本） ※共同企業体の場合は、全ての構成員分を提出すること。	1部
6	共同企業体協定書の写し ※共同企業体を結成して参加する場合に提出すること。	1部

(3) 提出方法

- ・郵送又は持参により提出すること。
- ・郵送の場合は、事前に電話連絡の上、記録が残る方法により提出期限までに必着させること。なお、封筒に「尊経閣文庫魅力発信業務委託関係書類在中」と朱書きすること。

(4) 提出先

下記「1 1 書類提出・問い合わせ先」

7 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和7年10月20日（月）午後5時

(2) 提出書類及び部数

	書類名	部数	備考
1	企画提案書	6部	・A4横（A3オリコミ可）、横書き、左綴じとすること。 ・表紙に「尊経閣文庫魅力発信業務委託提案書」と記載すること。
2	見積書	6部	・一式形状ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。 ・見積金額は、税抜き金額、消費税及び地方消費税、合計金額を明記すること。 ・見積額が上記2（4）を上回った場合は、審査の対象としない。

※「企画提案書」「見積書」のいずれも、提案者名の記載があるものを1部、提案者名の記載がないものを5部提出すること。提案者名の記載がないものについては、会社名、住所、ロゴマークなど提案者を特定できる表示をしないこと。

(3) 内容

「企画提案書」には次に示す事項を盛り込むこと。

①トークイベントの企画

- ・イベントタイトル案及び全体のコンセプト案
- ・企画内容案（ステージ内容・出演者等）
- ・尊経閣文庫の価値や魅力を分かりやすく効果的に伝えるための工夫

※出演者のうち1名（著名人）は委託者から打診、内諾済みであり、詳細は本プロポーザル参加申込者に伝達するので、事前に必ず問い合わせること。

②広報計画

- ・広報チラシ以外に、イベントの周知を図るために効果的な広報の内容や媒体案
- ・広報スケジュール案

③次年度以降の取組

- ・尊経閣文庫誘致の機運醸成に向けて、令和8年度以降の業務継続、発展に向けた取り組みの提案

④業務実施スケジュール

⑤業務遂行体制

- ・本委託業務を確実に遂行するための人員の配置、運営体制
- ・関係者と連携・協力する場合の体制や手法等

⑥類似業務の実績

⑦自社（または共同企業体）の強みを生かした企画の提案（ある場合は積極的に記載すること）

(4) 提出方法

- ・郵送又は持参により提出すること。
- ・郵送の場合は、事前に電話連絡の上、記録が残る方法により提出期限までに必着させること。なお、封筒に「尊経閣文庫魅力発信業務委託関係書類在中」と朱書きすること。

(5) 提出先

下記「11 書類提出・問い合わせ先」

(6) 留意事項

- ・提出できる企画提案書は1案とする。
- ・提出期限までに提出しない者は辞退したものとみなす。
- ・一度提出した企画提案書等はこれを書き替え、又は撤回することはできない。
- ・必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

- ・企画提案書の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が追う。
- ・企画提案書の作成に当たり、定められた予算及び期限の範囲内で、仕様書よりも優れた方法で提案できると判断した場合、仕様書の内容を一部変更して当該方法を提案できるものとする。

8 企画提案書の選定方法及び審査基準

(1) 選定方法

- ・企画提案書の審査については書面審査により実施し、審査基準に基づき、各事業者から提出された企画提案書を審査委員が審査・採点し、最も評価の高い提案者を受託候補者として選定する。
- ・参加者が1者の場合、算出された結果を参考に審査委員の協議により総合的に評価し、評価の高い提案を行ったと判断すれば、契約の相手方として選定する。
- ・審査内容及び各事業者の企画提案内容、見積額等については非公開とする。

(2) 審査基準

審査項目	審査基準	配点
総論	目的及び仕様に沿った適切な企画になっているか。	1 5
トーク イベント	尊経閣文庫の価値や魅力を、石川県民をはじめとする多くの方々に分かりやすく効果的に発信するテーマや内容となっているか。	2 0
	出演者や役割分担の考え方等は具体的かつ実現可能性のある提案となっているか。	2 0
広報	複数の媒体を効果的に活用し、幅広い層へリーチする広報計画となっているか。	2 0
	各媒体の掲載時期等が適切な広報計画となっているか。	1 0
その他	事業を安全・確実に実施できる人員、運営体制は確保できているか。また、実施スケジュールが具体的に示されているか。	5
	類似の業務実績があり、専門的知識、技術・経験が示されているか。	5
	見積書の内容や算定根拠が明確に示され、提案内容に見合った適切な経費となっているか。また、本事業の経費が県からの委託料であることを踏まえ、費用対効果を最大限発揮する提案内容となっているか。	5
合計		1 0 0

(3) その他

- ①次のいずれかに該当した場合は、選考対象から除外する。
 - ・他の参加者と企画提案の内容等について相談を行うこと。
 - ・提出書類に虚偽の記載を行うこと。
 - ・その他、選考結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行うこと。
- ②選考結果については、応募者の担当者宛にメール及び郵送にて通知する。なお審査結果に対する異議申し立ては認めない。

9 契約の締結

- (1) 選定した受託候補者と石川県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。なお、仕様の内容は、提案のあった内容を基本とする。
- (2) 契約金額は、(1)により確定した仕様に基づき改めて見積書を徴収し決定する。なお、見積金額は提案上限額を超えないものとする。
- (3) 受託候補者と石川県との間で行う協議が整わない場合、または受託候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評点が次点であった応募者と協議する。

10 その他の留意事項

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に要した経費は提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。また、提出した企画提案書を石川県に無断で他に使用することはできない。
- (3) 提出された企画提案書は、審査以外を目的として提案者に無断で使用しない。
- (4) 選定結果として企画提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。また、県民等から情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (5) 募集及び契約については、都合により中止することがある。
- (6) 本企画提案の参加により、石川県から知り得た情報は他者に漏らしてはならない。

11 書類提出・問い合わせ先

〒920-8580

石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県文化観光スポーツ部文化振興課

電話：076-225-1371

メール：e130700a@pref.ishikawa.lg.jp

受付時間：土日祝日を除く午前9時から午後5時まで